



2024年5月13日

各位

会社名タメニー株式会社  
代表者名代表取締役社長栗沢研丞  
(コード番号：6181 東証グロース)  
問合せ先コーポレート本部副本部長伊東 大輔  
(TEL. 03-5759-2700)

## 当社株式等の大規模買付行為への対応方針(買収への対応方針)の継続について

当社は、2021年2月1日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。)並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(以下、「旧プラン」といいます。)を導入することを決議しております。その上で、2021年6月22日開催の当社定時株主総会において、2024年6月19日開催予定の当社定時株主総会の終結の時まで旧プランを継続することにつき、ご承認をいただいております。

こうしたなか、当社は旧プラン導入・継続後の情勢の変化等も勘案しつつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる観点から、この継続の是非および見直しの要否を検討してまいりましたが、この旧プランの失効に先立ち、2024年5月13日開催の取締役会において、2024年6月19日開催予定の定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、基本方針並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧プランから一部改定のうえ継続すること(以下、継続後の大規模買付行為への対応方針を「本プラン」といいます。)、また、本定時株主総会に本プランに関する議案として「当社株式等の大規模買付行為への対応方針(買収への対応方針)の継続の件」を付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本定時株主総会において承認が得られた場合は、本プランの有効期間は2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで延長するものとし、承認が得られない場合は、本プランは直ちに廃止されるものとします。

本プランについては、直近の買収への対応方針に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、主に以下の点を改定しております。

- ・本プランの適用対象となる「大規模買付行為」の定義の見直し
- ・「大規模買付行為」や「非適格者」に該当するかの基準となる「実質的に支配」又は「共同ないし協調して行動」に当たるか否かを判定する際に用いられる基準としての、別紙4の「共同協調行為等の認定基準」の作成
- ・独立委員会委員の略歴(別紙2)の修正
- ・当社の大株主の状況(別紙3)の修正
- ・上記変更に伴う修正その他の形式的な字句の修正等

## 当社株式等の大規模買付行為への対応方針

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為(Ⅲ.3.(1)に定義します。)であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付行為の提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付行為の提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付行為の提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### II. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

#### 1. 企業価値向上への取組み

当社は、「よりよい人生をつくる。」という企業理念のもと、婚活、カジュアルウェディング、ライフ&テック、地方創生の領域で、お客様が求める独自のサービスを創出し、提供することで持続的な成長を目指しています。

2020年11月に策定した中期経営計画では、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を踏まえ、2022年3月期からの3か年を短期業績回復と中長期的な成長基盤を構築する期間と位置づけ、事業構造改革や経営合理化等に努めてきました。これらにより、収益面では2022年3月期にEBITDAが黒字に転じ、2024年3月期に全段階利益及び全事業のEBITDAが黒字化しました。また、財務面では2022年3月期に債務超過を解消し、有利子負債の圧縮も進展しました。そして、正常化しつつある経営基盤や事業基盤をもって、改めて長期的に「上場企業のサービス業で売上高100位以内」を目指すというビジョンを掲げ、この実現に向けて2025年3月期からの3か年を持続的成長基盤を構築する期間と位置づけました。今後は、競争力及び生産性の強化、人的資本及び財務資本の強化、社会との共生推進を重点テーマとし各種取り組みを進めていきます。

当社では、こうした取り組みをもって、将来にわたり企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

#### 2. コーポレート・ガバナンスの強化

##### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の最大化を図るにあたり、各ステークホルダーとの関係強化及び経営統治・内部統制機能の充実を図ることが、当社のコーポレート・ガバナンスに対する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けています。意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムを整備することで、会社の透明性、公正性を確保し、各ステークホルダーへの適正かつタイムリーな情報開示に努めています。

## (2)コーポレート・ガバナンス体制

ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくためには、経営における「執行と監督の分離」が最も効果的であると考え、当社経営陣の監督機関としての取締役会及び監査役会を設置しています。取締役会は取締役4名(うち社外取締役2名)で構成し、毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令により定められた事項、業務執行に関する重要事項を決定しています。また、取締役はその役割と責任を明確にするため任期を1年としています。

上記に加え、業務執行に関する重要事項の決定、重要経営事項の事前審議、情報の伝達及び共通理解、リスクに関する検討等を目的にした経営会議を設置しています。また、内部監査機能の充実を図るため各取締役、各事業部門の監査機関として代表取締役社長直属の組織である内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき、監査を実施し、その結果は代表取締役社長に報告され、指摘事項の改善状況の確認等を行っています。内部監査については、代表取締役社長直属の組織として内部監査室を置き、内部監査規程に基づいて、また監査役会や監査法人と連携を取りながら、業務の運営が効率的、合理的に行われているかを検証、評価し、改善すべき点については改善指示を出し、その後改善の様子をモニタリングすることにより、当社の業績の改善、経営の効率化に資することを目的として、内部監査を実施しております。内部監査は、各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を策定し、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門に報告するとともに、業務改善に向けた助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するように努めております。

監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)で構成し、原則毎月1回開催しています。また、監査役会で選定された常勤監査役は、取締役会のみならず、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の監査などを行っています。この他、リスクに対して組織的かつ適切な対策を講じるため、リスク管理とコンプライアンスを一体で推進することを目的とし、代表取締役社長を委員長とする独立したリスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員会を3カ月に1回以上開催し、リスク情報を早期に把握・共有することでリスクの顕在化の未然防止に努めています。

## (3)内部統制システムの整備

経営の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、諸法規等の遵守のため、職務分掌及び内部牽制の考え方を基礎に、業務特性やリスクに応じた各種の統制を導入しています。また、これらの内容を取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」として定めた上で、これに基づき、諸規程を定め、適正に運用を行っています。さらに、内部監査室主導で内部監査を実施し、所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、絶えずその改善・強化に努めています。諸法規等の遵守に関しては、内部監査室が動向を把握し、また顧問弁護士等の外部専門家との適切なコミュニケーションにより、徹底に努めています。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って継続されるものであり、当社株式等の大規模買付行為を行い、又は行おうとする者(以下、「大規模買付者」といいます。)が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付者との交渉の機会を確保することを目的としています。

当社は、Ⅱ. 1. に記載のとおり、今後3か年は持続的成長基盤の構築に注力し、2027年3月期には売上高77億円、営業利益9億円、営業利益率11%以上を目指していきます。

一方で、2021年3月期以降、短期業績回復と中長期的な成長基盤の構築を進めるなかで、2020年11

月 13 日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー)の締結に関するお知らせ」及び 2020 年 11 月 18 日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行条件等の決定に関するお知らせ」、2021 年3月5日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」、2021 年5月 14 日付「第三者割当による第 10 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー)の締結に関するお知らせ」、2021 年 12 月 13 日付「資本業務提携及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」、2023 年2月 22 日付「資本業務提携及び第三者割当による新株式発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」のとおり、新株予約権の発行等で 1,286 百万円(新株予約権の行使による新株式発行数 10,000,000 株)、第三者割当による新株式発行で 608 百万円(新株式発行数 5,460,300 株)の資金調達を実行しています。

これらを主因に、当社発行済株式総数に対する当社役員の保有割合は 2020 年9月 30 日時点の 30.54 %から 2024 年3月 31 日時点で 13.75%となり、かつ、当社と当社役員との間、また当社と資本業務提携先との間で今後も当社株式を保有し続けることについての契約等が存在するわけではないことから、個々の事情により当社株式を売却する可能性は否定できず、その場合は当社株式の分散化が進んでいく可能性があります。そして、この結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為が行われるおそれが高まることも否定できないと考えております。

これらを踏まえ、大規模買付行為に対する対抗策の必要性を社内で慎重に検討し、大規模買付者が現れた際に、大規模買付者による情報提供、及び当社取締役会による検討・評価プロセスの確保、並びに当社の企業価値や株主共同の利益に対する侵害を防止するため、大規模買付行為開始前に所要の情報提供や検討期間を確保し、企業価値や株主共同の利益の維持・向上に資する本プランが必要であるとの結論にいたりました。

なお、2024 年3月 31 日時点における当社の大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

## 2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程(その概要については別紙1をご参照ください。)に従い、当社と利害関係のない社外取締役、社外監査役、又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)で構成される独立委員会(以下、「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。なお、本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

## 3. 本プランの内容

### (1) 本プランに係る手続き

#### ① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付者は、予め本プランに定められる手続に従わなけ

ればならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が 20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>8</sup>を樹立する行為<sup>9</sup>(ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限り、)

## ②意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

### (i) 大規模買付者の概要

#### (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地

---

<sup>1</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)、弁護士及び会計士その他のアドバイザー、並びに(iii)上記(i)及び(ii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株券等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者(金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めたものを含みます。以下同じとします。)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めのない限り同じとします。

<sup>8</sup> 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙 4 に定める基準に従い行うものとします。なお、別紙 4 に定める基準は、法令の改正や裁判例の動向等に基づき独立委員会の決議によって適宜合理的な範囲内で変更される場合がございますが、その場合、速やかに開示いたします。

<sup>9</sup> 本文の (iii) 所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文の (iii) 所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

- (ロ) 代表者の役職氏名
  - (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
  - (ニ) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位 10 名)の概要
  - (ホ) 国内連絡先
  - (ヘ) 設立準拠法
- (ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前 60 日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況
- (iii) 大規模買付者が企図する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>10</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。))を含みます。)

### ③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から 10 営業日<sup>11</sup>(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載したリスト(以下、「情報リスト」といいます。)を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

ただし、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、当社取締役会が大規模買付者に対して本必要情報の提供を要請し大規模買付者が回答を行う期間(以下「情報提供期間」といいます。)を、本必要情報のリストを大規模買付者に交付した日の翌日から起算して 60 日間に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会評価期間(Ⅲ.3. ④)に定義します。)を開始するものとします。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ(主要な株主又は出資者、重要な子会社・関連会社、共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。)の詳細(沿革、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。)
- (ii) 大規模買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、

<sup>10</sup> 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定される「重要提案行為等」をいいます。

<sup>11</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。

- 大規模買付行為の方法の適法性並びに大規模買付行為完了後の当社株式等の保有方針及び当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。)
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠、算定機関の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
  - (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
  - (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。)の有無及び意思連絡がある場合はその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
  - (vi) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社の株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
  - (vii) 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社の株式等の数量等の当該合意の具体的内容
  - (viii) 大規模買付行為の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
  - (ix) 大規模買付行為の後における当社の役員、従業員、取引先、顧客及び地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
  - (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会又は独立委員会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。))するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

#### ④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。))として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金(円貨)のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大 60 日間

(ii) その他の大規模買付行為の場合には最大 90 日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大 30 日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的な理由を大規模買付者に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、

当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大規模買付者が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

##### (i) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

##### (ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙5に掲げる事由により、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

#### ⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会(以下、「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。但し、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集することなく、対抗措置の発動を決議します。

当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。株主意思確認総会における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし、賛否を決するものとします。

当社取締役会は、上記の各決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### ⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規

模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動又は維持が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の中止又は停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### ⑧大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

#### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙6「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### (3)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本日開催の当社取締役会の決議により開始し、本定時株主総会において承認が得られなかった場合には、本プランは直ちに廃止されるものとし、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時に終了します。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において当社提案に基づき本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

#### 4. 本プランを採用した理由

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断しあるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、もって企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるためには、事前に大規模買付者が遵守すべきルールを明確にし、これに反する大規模買付行為を行う大規模買付者には対抗措置を発動することを予告することが適切と考え、本プランの継続を決定いたしました。

#### 5. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が 2005 年5月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、企業価値研究会が 2008 年6月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえています。また、本プランは、東京証券取引所が 2015 年6月1日に導入し、2018 年6月1日及び 2021 年6月 11 日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則 1-5.いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が 2023 年8月 31 日付で公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」等の買収への対応方針に関する議論を踏まえつつ、透明性・流通市場への影響等も含め総合的に検討し、その結果として、本プランにより買収への対応方針を継続することが最善の選択であるとの判断に至ったものです。

##### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. 及び4. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

##### (2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本定時株主総会にて、株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記 3. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において当社提案に基づき本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

##### (3) 必要性・相当性確保の原則

###### ① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

###### ② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

###### ③ デッドハンド型又はスローハンド型の対応方針ではないこと

上記3. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会

により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

## 6. 株主及び投資家の皆様への影響

### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3. (1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、非適格者（別紙6「新株予約権無償割当ての概要」の7. に定義されます。以下同じとします。）につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3. (1)⑦に記載の手續等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、非適格者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手續は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手續をとる場合には、非適格者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手續は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以上

**<本件に関するお問い合わせ先>**

タメニー株式会社 IR 担当 伊東

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-20-3 イマス大崎ビル

IR 直通：03-6685-2800（平日：10 時～18 時） Mail：ir-contact@tameny.jp

### 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当会社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員会の委員(以下、「独立委員」という。)は3名以上とし、当会社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役、又は(3)社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当会社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当会社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当会社が合意した日までとする。ただし、当会社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当会社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当会社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当会社取締役会に対して勧告する。
  - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非(発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む)
  - (2)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3)本プランの廃止及び変更
  - (4)その他本プランに関連して当会社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当会社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当会社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて当会社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当会社の費用で、当会社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の略歴

小村 富士夫(こむら ふじお) (1964年8月16日生)	
1983年3月	福岡県立福岡高等学校卒業
1993年10月	株式会社新日本リビング(現、新日本製薬株式会社)入社
1997年1月	同社専務取締役
1997年5月	株式会社エルネット代表取締役
1998年9月	株式会社JIMOS代表取締役社長
2005年6月	株式会社サイバード取締役
2006年10月	株式会社サイバードホールディングス代表取締役会長
2007年7月	株式会社Jスタイル代表取締役(現任)
2013年11月	当社社外取締役(現任)
2015年10月	株式会社SRI代表取締役(現任)

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ています。

加藤 秀俊(かとう ひでとし) (1954年1月7日生)	
1976年3月	名古屋市立大学経済学部卒業
1976年4月	株式会社三和銀行(現、株式会社三菱UFJ銀行)入行
1997年6月	同行国立支店支店長
1999年4月	同行台北支店支店長
2002年4月	株式会社バンダイ入社
2003年1月	BHKトレーディング代表取締役社長
2007年1月	バンダイ上海現地法人代表取締役社長
2010年4月	バンダイロジパル香港現地法人代表取締役社長
2013年4月	当社常勤監査役(現任)
2014年6月	タメニーエージェンシー株式会社監査役(現任)

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ています。

池田 勉(いけだ つとむ) (1971年10月16日生)	
1994年3月	関西大学商学部卒業
1995年10月	青山監査法人入所
1999年5月	公認会計士登録
2005年2月	池田公認会計士事務所開設
2005年3月	税理士登録
2008年5月	赤坂有限責任監査法人代表社員(現任)
2013年1月	赤坂税理士法人代表社員(現任)
2020年6月	当社社外監査役(現任)

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ています。

以上

当社の大株主の状況 (2024年3月31日現在)

順位	株主名	持株数(株)	持株比率(%)
1	佐藤 茂	3,241,000	12.34
2	株式会社TMSホールディングス	1,803,000	6.86
3	株式会社フォーシスアンドカンパニー	1,595,700	6.08
4	株式会社トーテム	1,300,000	4.95
5	SMBC日興証券株式会社	834,200	3.18
6	楽天証券株式会社	713,800	2.72
7	小林 正樹	441,000	1.68
8	高梨 雄一朗	398,500	1.52
9	貝瀬 雄一	390,100	1.49
10	株式会社SBI証券	336,900	1.28

(注)持株比率は自己株式 129 株を控除して計算し、小数点第三位を四捨五入しております。

### 共同協調行為等の認定基準

認定は、認定の対象者(その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。)について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社(当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。)、特定株主グループの役員及び主要株主を含むものとする。

1. 当社株式等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株式等の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
2. 取得した当社株式等の数量が相当程度の数量に達しているか
3. 当社株式等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株式等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
4. 市場における当社株式等の取引状況が異常な時期(例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期)において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期及び態様(例えば、信用買い等を駆使しているかどうか)の特徴との間に共通性がみられるか
5. 当該特定の株主が株式等を取得している(又は取得していた)他の上場会社の株式等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
6. 上記5. の重なり合う期間において、当該他の上場会社(当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社)に対する株主権(共益権)の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
7. 上記5. 記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び当該特定の株主(並びに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主)による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ(例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行)が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれほどの程度か

8. 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係(内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ)、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権(共益権)の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か(なお、この 10. を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。)
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か(なお、この 11. を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。)
12. その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか(直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。)
13. その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上

**当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型**

1. 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を当該大規模買付者 又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社の株式等の高値売り抜けをする目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は 自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

以上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下、「割当て期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。)と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式(ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。)1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

(i)大規模買付者、(ii)大規模買付者の共同保有者<sup>12</sup>、(iii)大規模買付者の特別関係者<sup>13</sup>、若しくは(iv)これら(i)から(iii)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した

<sup>12</sup> 本プランにおいて共同保有者とみなされる者を含みます。

<sup>13</sup> 本プランにおいて特別関係者とみなされる者を含みます。

者、又は(v)これら(i)から(iv)までに該当する者の関連者<sup>14</sup>(これら(i)から(v)の者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件にして、当社取締役会の決議に従い、①本新株予約権の全部又は非適格者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、②非適格者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する本新株予約権については一定の行使条件(例えば、大規模買付者が株式を処分した場合に、その行使後における株券等保有割合が20%を下回ること等の一定の条件の範囲内で本新株予約権を行使することができる旨の行使条件等)や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項(ただし、非適格者以外の株主の利益を害するものではないと合理的に判断される内容のものに限ります。)等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあります。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

---

<sup>14</sup> ある者の「関連者」とは、ある者とフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。なお、「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に該当するか否かの判定は、別紙4に定める基準に従い行うものとします。また、組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。